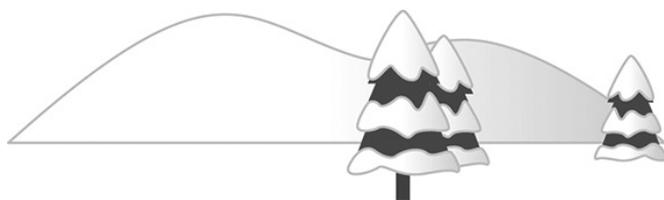


道路除雪にご協力を！



● 路上駐車 of 禁止

車の路上放置や迷惑駐車は、除雪作業に支障をきたすばかりではなく、交通事故の原因となり、大変危険です。

● 除雪車の周りには近づかないで！

毎年、除雪作業中の除雪車に巻き込まれる事故が全国で発生しています。除雪作業中の除雪車の周りは、危険ですので、絶対に近づかないようお願いします。

● 道路に飛び出した枝や屋根の雪などの撤去にご協力ください

道路に飛び出した枝に積もった雪や屋根の雪などが歩道や道路上に落下した場合、歩行者や自動車に重大な被害が出る恐れがありますので、木の持ち主は枝の剪定、早めの屋根の雪下ろしなどの管理をお願いします。

● 車道や歩道上に物を置かないでください

出入口の段差解消のための段差スロープ、ゴミ箱などは、除雪作業の妨げとなります。破損した場合も弁償の対象にはなりません。(公道へ個人の物を置くことはできません。)

● 玄関前や歩道の除雪にご協力ください

町道の除雪により重機からこぼれる雪は、すべてかききれないため、玄関前などの除雪はお住まいの方で行うよう、ご協力をお願いします。

福島町の空き家対策

福島町では、平成28年度に制定した「福島町空家等の適正管理に関する条例」に基づき、空き家対策を行っています。

行っている対策は、主に「空家除却補助」と「危険空家の解体等」の2つです。

● 空家除却補助

空き家を自主的に解体する場合、解体費用の2分の1以下で、上限60万円まで補助します。
※住宅以外のみ解体や部分的な解体、建替えの為の解体などは対象外となります。

● 危険空家の解体等

「きちんと管理されていない」「所有者が居ない」などの理由により、建物が危険な状態のときには「行政代執行」等により強制的に解体する場合があります。

その場合、所有者や法定相続人を調査し、解体費用を請求いたします。

空き家の適正な管理や解体は、所有者や法定相続人の義務です。

福島町へ土地を寄付する場合にも、建物があると寄付を受けることができません。

お問い合わせ先

建設課土木係

☎47-3006